

改正案

現行

<p>（重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧）          第四条の五 令第三十条第一項第二号に規定する重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた証券取引所（当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が証券業協会の場合にあつては、当該証券業協会。以下この条において同じ。）は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 前項に規定する電磁的方法は、証券取引所の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該証券取引所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。</p>	

<p>3 前項に規定する方法は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられているものでなければならぬ。</p> <p>4 第一項に規定する証券取引所は、その通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を、七日間以上継続して公衆の縦覧に供しなればならない。</p> <p>(株券等に含まない有価証券)  <u>第四条の六</u> (略)</p> <p>(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)  <u>第四条の七</u> (略)</p> <p>(新株引受権証書等の換算)  <u>第四条の八</u> (略)</p>	<p>(株券等に含まない有価証券)  <u>第四条の五</u> (略)</p> <p>(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)  <u>第四条の六</u> (略)</p> <p>(新株引受権証書等の換算)  <u>第四条の七</u> (略)</p>
---	---